

2020年4月21日

組合員・利用者の皆様へ

京都市農業協同組合

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当組合の対応について

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府においても感染への対応を重点的に進める地域として「特定警戒都道府県」に指定されました。

これを受け、当組合では地域の皆様方の健康と安全を最優先に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、各事業については下記の通り業務継続をさせていただくことを基本とし、組合員・利用者の皆様への対応についてご案内申し上げます。

実施期間：2020年4月27日(月)～5月29日(金)

《 信用・共済窓口 》

- 窓口営業時間：**(9:00～11:30)(12:30～15:00)**の短縮営業と致します。
- ATMでのお取引についても、通常通りお取り扱いが可能です。
- 窓口業務の一部縮小や、職員の交代勤務を行いますので、お取引には今まで以上に
お待たせする場合がございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 共済金の請求・事故受付・自賠責共済・継続契約等の事務は、原則通常通り行います。

《 営農経済・農機具センター窓口 》

- 営業時間：**(9:00～11:30)(12:30～15:00)**の短縮営業と致します。
- 配達業務につきましては、緊急性を考慮し、必要最小限にさせていただきます。

《 渉外訪問活動業務 》

- 渉外担当者の訪問による集金・相談業務については、自粛させていただきます。**なお
商品やサービスに関する情報提供、ご案内に関しては電話等で通常通り対応します。
ただし、ご利用者の緊急性を要する場合は、各店舗にご連絡をお願いいたします。

感染拡大防止のため、窓口において職員はマスクを着用させていただきますので、ご来店時には可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。また、職員は接客の前後に手指を消毒させていただきます事をご了承くださいませ。

組合員・利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

組合員利用者の皆様へ

店舗営業窓口の昼休憩の実施について

先般政府より全国に緊急事態宣言が発令され多くの事業所で休業・営業自粛等の措置をとり、感染拡大防止に取り組まれております。

当JAにおいても組合員皆様の営農活動を支援するとともに国内の金融秩序を維持するという使命を安定して果たしていくため、**4月27日（月）**より職員の感染拡大予防策として、職員のシフト勤務制を実施しております。

これに伴い、少人数での勤務体制となることから、誠に勝手ではありますが、シフト勤務制にあわせ、**11時30分から12時30分**までの間、昼休憩をとらせていただいております。

ご利用いただく皆様には、何かとご不便・ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お急ぎの方は窓口までお申し出下さい。

その際は少々お時間をいただくこととなりますが、ご容赦願います。

JA京都市